

(一般型) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 自己点検表
(「従業者の勤務実績表」含む)

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。
 ○該当しない項目については未記入のままにしてください。
 ○根拠条文の「基準」は、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」を指します。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
I 基本方針等					
1 基本方針	要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものですか。	基準第5条	・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	以下のサービスを提供していますか。 ○定期巡回サービス 定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 ○随時対応サービス 利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス ○随時訪問サービス 訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 ○訪問看護サービス 看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助	基準第6条	・運営規程 ・利用者名簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
II 人員基準					
3 定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護従業 者の員数	<p>[オペレーター] 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たるオペレーターを1名以上配置していますか。</p> <p>※1 利用者の処遇に支障がない場合、①当該事業所の定期巡回サービス、訪問看護サービス、②同一敷地内の訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護の職務、③利用者以外の者から通報を受け付ける業務に従事できます。</p> <p>→上記※1の①～③の職務に従事している場合は、以下について、○印で選択するとともに、その職務を具体的に記載してください。 兼職の種類 (① ・ ② ・ ③) 職務 ()</p> <p>※2 利用者の処遇に支障がない場合、午後6時～午前8時の間、同一敷地内の施設の職員をオペレーターとして充てることができます。 ただし、当該夜勤職員が、施設等における最低基準(夜勤職員配置加算を算定している場合は加算要件)を超えて配置している職員である場合に限る。</p> <p>→上記※2に該当する場合は、以下について記載してください。 同一敷地内の施設名 () 当該施設職員の勤務時間 (: ~ :)</p> <p>※3 随時対応サービスの提供に支障がない場合、午後6時～午前8時の間、随時訪問サービスに従事することができます。</p>	基準第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に関する名簿 ・従業員勤務体制一覧表 ・従業員の資格証等写し ・職務分担表 ・従業員の雇用契約書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員ですか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等を配置していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>なお、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）のサービス提供責任者の経験者をもって充てる場合は、前記の有資格者との連携方法を記載してください。 →連携方法を記載してください。 ()</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	[定期巡回サービスを行う訪問介護員等] 適切なサービスを提供するために必要な数以上を配置していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	[随時訪問サービスを行う訪問介護員等] 提供時間帯を通じて、専ら当該サービスに当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上を配置していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは随時訪問サービスに従事することができます。</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービス又は同一施設内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事できる。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	[訪問看護サービスを行う看護師等] 保健師、看護師又は准看護師（看護職員） 常勤換算方法で2.5以上を配置していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師ですか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて事業者との連絡体制が確保できていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	[計画作成責任者] 当該事業所の従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員から1人以上を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する計画作成責任者としていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	基準第8条	・従業員勤務体制一覧表 ・職務分担表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は 事業所名、職務名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：() 職務名：() 勤務時間：()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(注) 「従業者の勤務実績表(実地指導月の前々月分)：別シート」を添付してください。なお、同表の注意事項を精読されたうえで作成をお願いいたします。					
Ⅲ 設備基準					
5 設備及び備品等	事務室又は相談等に対応するスペースを確保していますか。	基準第9条	・備品台帳 ・利用者との契約書 ・平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	以下の機器を備えていますか。 ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器 ・随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※オペレーターが所有する端末等から常時利用者の情報にアクセスできる状況が確保できるなら、上記機器を備えないことができる。				
	利用者に対して、適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布していますか。 →なお、配布しないこともできますが、その場合には、利用者との通信方法を以下に記載してください。 ()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
IV 運営基準						
6	内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	基準第10条	・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・利用者との契約書 ・パンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準第11条	・要介護度の分布がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第12条	・サービス担当者会議の要点 ・情報提供に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	基準第13条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	基準第14条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第15条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	指定居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	基準第16条	・利用者の個別記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	基準第17条	・利用者との契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準第18条	・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	居宅サービス計画の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	基準第19条	・利用者の個別記録 ・居宅サービス計画 ・サービス担当者会議の要点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	身分を証する書類の携行	従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族からの求めに応じて提示するように指導していますか。	基準第20条	・身分を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	サービスの提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。また、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方保により、その情報を利用者に対して提供していますか。	基準第21条	・サービス実施票控 ・業務日誌 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第22条	・運営規程 ・サービス実施票控 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の利用料と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額を設けていませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
19	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	基準第23条	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行っていますか。	基準第24条	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・利用者の個別記録 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者に必要な援助を行っていますか。	基準第25条	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・居宅サービス計画書 ・利用者の個別記録 ・運営規程 ・合鍵の預かり及び紛失対応書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		随時訪問サービスの適切実施のため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者等状況の的確な把握に努め、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		訪問看護サービスの提供に当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、利用者の病状、心身状況等の把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導等を行うものとしていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特殊な看護等については、行っていませんか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護技術及び医学の進歩に対応した適切なサービスを提供していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	主治の医師との関係	訪問看護サービスの開始時に主治医の指示を文書で受けていますか。	基準第26条	・主治医の意見書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		主治医に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図っていますか。 ※医療機関が当該事業所を運営する場合、主治医の文書指示、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、訪問看護報告書の提出は診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
23	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。	基準第27条	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・居宅サービス計画書 ・利用者の個別記録 ・サービス担当者会議の要点 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。また、必要に応じて変更していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		看護職員が利用者の居宅を定期的（概ね1月に1回が望ましい）に訪問してアセスメント及びモニタリングを行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員のアセスメントの結果を踏まえ、利用者の希望、主治医の指示、療養上の目標、具体的なサービス内容等を記載していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		計画作成担当者が常勤看護師等ではない場合、常勤看護師等が定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成の指導、管理を行うとともに、利用者等への説明に協力していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿っているか実施状況を把握し、訪問介護員等へ助言・指導等の管理を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護報告書を作成していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の依頼があった際には協力していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
24	同居家族に対するサービス提供の禁止	当該事業所従業員が同居家族に対してサービスを提供していませんか。 ※随時対応サービスを除く	基準第28条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	利用者に関する市への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市に通知していますか。	基準第29条	・市に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市に通知していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第30条	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制表 ・業務日誌 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当該従業員が看護職員である場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行わなければならない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	管理者等の責務	管理者は、当該事業所従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	基準第31条	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務日誌 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当該事業所従業者に必要な指揮命令を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		計画作成責任者は、利用申込に係る調整等のサービスの内容の管理を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
28	運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ・その他運営に関する重要事項 	基準第32条	・運営規程 ・重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、勤務の体制を定めていますか。	基準第33条	・勤務体制一覧表 ・他の訪問介護事業所等との契約書 ・研修参加が分かる資料 ・就業規則	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 ※定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所と密接に連携することで、効果的な運営が期待できる場合で、かつ市長が認める範囲内で、それら業務の一部を委託できる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		※随時対応サービスについては、市長が認める範囲内で、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、一体的に利用者又はその家族からの通報をうけることができる。 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	衛生管理等	従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第34条	・就業規則 ・備品台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第35条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準第36条	・就業規則 ・従業者の個人情報取扱誓約書 ・利用者の個人情報取扱同意書 ・重要事項説明書 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第37条	・パンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第38条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
35 苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	基準第39条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・苦情対応マニュアル ・苦情対応結果記録 ・市への報告記録 ・指導等に関する改善記録 ・国保連への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	市からの求めがあった場合には改善内容を市に報告していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36 地域との連携等	介護・医療連携推進会議を設置し、概ね6月に1回以上開催していますか。 →会議のメンバーについて記載してください。 (, ,)	基準第40条	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・医療連携会議の記録 ・利用者一覧 ・外部評価及び自己評価の記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護・医療連携推進会議での報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表していますか。 →公表方法を記載してください。 ()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業者は、当該事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、正当な理由がある場合を除き、サービス提供を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・年1回以上は自己評価を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・自己評価結果を介護・医療連携推進会議において、第三者の観点から外部評価を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
37	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。） →事故事例の有無： 有 ・ 無	基準第41条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・事故対応マニュアル ・事故発生報告書 ・ヒヤリハット報告書 ・市への連絡記録 ・事故対応記録 ・損害賠償保険証 ・再発防止検討の記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。（賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。） →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。（過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	基準第42条	<ul style="list-style-type: none"> ・会計関係書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第43条	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者名簿 ・備品台帳 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・サービス提供の記録 ・主治の医師の意見書 ・訪問看護報告書 ・市への通知に係る記録 ・苦情対応結果記録 ・事故発生報告書 ・事故対応記録 ・介護・医療連携推進会議の記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・主治の医師による指示の文書 ・訪問看護報告書 ・利用者に関する市への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・介護・医療連携推進会議の記録 			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V 変更の届出等						
40	変更の届出等	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所 	介護保険法第78条の5	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書類の控 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
VI 介護給付費関係					
41 基本的事項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	平18厚告126号の一	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平18厚告126号の二		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚告126号の三		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(I)	(1)訪問看護サービスを行った場合を除き、利用者の要介護状態区分に応じて所定単位数を算定していますか。	平成18厚告126号別表1注1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)訪問看護サービスを行った場合に、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）の要介護状態区分に応じて所定単位数を算定していますか。	平成18厚告126号別表1注2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※ただし、訪問看護サービスを准看護師が行った場合は、100分の98に相当する単位数を算定する。	利用者等告示三十二		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43 通所サービスの減算	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して、サービスを行った場合は、通所介護等を利用した日数に1日当たり減算単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。	平成18年厚告126号別表1注4	・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44 同一建物等による減算	当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一建物に居住する利用者（1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）に対し、サービスを提供した場合は、1月につき600単位を減算していますか。	平18厚告126号別表1注5		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対し、サービスを提供した場合は、1月につき900単位を減算していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45 特別地域訪問介護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又はその一部として使用される事務所の従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算していますか。	平成18年厚告126号別表1注6 平24告120	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・居宅サービス計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
46 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	平21厚告83号に定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。	平成18年厚告126号別表1注8 平21告83	・運営規程 ・領収書控 ・車両運行日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
47	緊急時訪問看護加算	<p>利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算する。</p> <p>※訪問看護サービスを行う場合に限る。</p>	平成18年厚告126号 別表1注9	・加算算定の説明と同意の記録 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48	特別管理加算	<p>訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分(※)に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※訪問看護サービスを行う場合に限る。</p> <p>①特別管理加算(Ⅰ) 500単位 ②特別管理加算(Ⅱ) 250単位</p> <p>※ ①特別管理加算(Ⅰ) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態(在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態)にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合 ②特別管理加算(Ⅱ) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の上記①以外に該当する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合</p>	平18年厚告126号 別表1注10 利用者等告示三十三	・主治医の指示書 ・訪問看護サービス記録書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49	ターミナルケア加算	<p>在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、当該者の死亡月につき2,000単位を加算していますか。</p> <p>※訪問看護サービスを行う場合に限る。 【1人の利用者につき、1事業所のみ算定可】 【同月に、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に、医療保険の「訪問看護ターミナルケア療養費」及び訪問看護・指導料における「在宅ターミナルケア加算」は算定できない。】</p>	平18年厚告126号 別表1注11 基準告示四十五 利用者等告示三十五	・訪問看護サービス記録書 ・ターミナルケアに係る利用者の身体状況の記録 ・ターミナルケアに係る計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50	主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	<p>指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合で主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限り、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅰ)を算定していませんか。</p> <p>※当該指示のあった日から14日間に限り、訪問看護サービスを行わない場合の、利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を算定</p>	平18年厚告126号 別表1注12	・診療録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51	サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していませんか。</p> <p>また、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していませんか。</p>	平18年厚告126号 別表1注13、注14	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
52	初期加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算していますか。 ※30日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再開した場合も同様。	平18年厚告126号 別表1ハ注	・利用者に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
53	退院時共同指導加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者は2回）に限り、600単位を加算していますか。 ※指導内容を文書で提供していること。また、指導の内容を訪問看護記録書に記載すること。 【1人の利用者につき、1事業所のみ算定可】 【同月に、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険のにおける訪問看護を利用した場合の当該加算は算定できない。】	平18年厚告126号 別表1二注	・訪問看護サービス記録書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
54	総合マネジメント体制強化加算	基準告示に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合、1月につき1,000単位を加算していますか。	平成18年厚告126号 別表1ホ注 基準告示四十六	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準告示四十六		利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※次のいずれにも該当すること		地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的なサービスの内容等に関する情報提供を行っていること			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
55 生活機能向上連携加算	<p>生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったとき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき作成した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、100単位を加算</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (II) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったとき初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算 ただし、生活機能向上連携加算 (I) を算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚告128号 別表1へ注	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービス提供記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
56 サービス提供体制強化加算	<p>基準告示に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ 640単位 (2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ 500単位 (3) サービス提供体制強化加算 (II) 350単位 (4) サービス提供体制強化加算 (III) 350単位</p>	平成18年厚告126号 別表1ト注 基準告示 四十七	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の個別研修計画 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 ・事業所での情報伝達、技術指導等の会議記録 ・従業員の健康診断実施記録 ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証写し 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算 (I) イ	事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※いずれにも適合すること	利用者に関する情報留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※いずれにも適合すること	事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に関する情報留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※いずれにも適合すること	事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に関する情報留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※いずれにも適合すること	事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に関する情報留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の従業者の総数のうち、勤続年数が3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
57 介護職員処遇改善加算	<p>介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（（４）（５）は別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>（１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次の①、②、③、④、⑤に適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次の①、②、③、⑤に適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次の①、⑥に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>（４）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 次の①に適合し、かつ②、③、⑥のいずれかに適合している場合 （３）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 次の①に適合している場合 （３）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	平成18年 厚告126号 別表1チ注	・介護職員処遇改善加算届出書等 ・キャリアパス要件を確認できる書類（任用等の要件を定めている等の資料、資質向上の研修の実施状況が分かる資料、賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	労働保険料の納付が適正に行われていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	<p>（１）次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	<p>（２）次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>B Aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
④	(3) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 B Aの内容について、書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	平成27年4月から①の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	平成20年10月から①の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

